

## ふじさわ元気バザール事業補助金交付要綱

制定 平成25年4月1日  
改正 平成28年4月1日  
改正 平成29年4月1日  
改正 平成31年4月1日  
改正 令和4年4月1日

### (趣旨)

第1条 市長は、地域経済の活性化に向け、賑わいの創出、市内での経済循環、新たな雇用の創出などを図るため、ふじさわ元気バザール事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ふじさわ元気バザール事業」とは、地域経済の活性化に向け、賑わいの創出、市内での経済循環、新たな雇用の創出などを図るため、市民が主役の産業振興を目指すモデル事業として、ふじさわ元気バザール実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、ふじさわ元気バザール事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

運営費、イベント費、専門家謝金、謝礼、専門家旅費交通費、会議費（食料費についてはコーヒーハウス程度とする）、会場設営費、会場借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費、人件費、雑役務費等の事務経費、委託費、施設整備関係費、家賃、商品開発・販路開拓にかかる経費、改装費、資料作成・購入費、材料費、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費、その他事業の目的を達成するために必要と認める経費

### (補助の額等)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

### (補助金交付の申請手続)

第6条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、ふじさわ元気バザール事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始までに市長に提出しなければならない。

- (1) ふじさわ元気バザール事業計画説明書
- (2) 収支予算書（第2号様式）

### (補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、ふじさわ元気バザール事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

### (事業の計画変更)

第8条 実行委員会は、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかにふじさわ元気バザール事業補助金事業計画変更承認申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受け

なければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適當と認めるものについて、ふじさわ元気バザール事業補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付時期は、事業開始時に一括交付とする。

2 実行委員会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届兼事業実績報告書の提出)

第10条 実行委員会は、当該事業を完了したときは、ふじさわ元気バザール事業補助金事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第7号様式)

(備付帳簿)

第11条 実行委員会は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならぬ。

(財産処分の制限)

第12条 実行委員会は、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ふじさわ元気バザール事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成35年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。